登録制度における登録番号の構成・申請手続

○ 登録番号の構成

事業者の新たな事務負担を最小限に抑える観点から、下表のとおりとする予定。

区　　分	番号の構成
法人番号を保有する課税事業者（法人）	Ｔ＋法人番号（13桁）
法人番号を保有しない課税事業者（個人事業者等）	Ｔ＋13桁の数字(注)

（注）13桁の数字には、マイナンバー（個人番号）は用いず、法人番号とも重複しない事業者ごとの番号とする。

○ 申請手続の概要

登録申請書は、令和３年10月1日以降、提出することができる。（e-Taxでも申請可能）

令和５年10月1日に登録を受けようとする事業者は、原則として令和５年3月31日までに申請しなければならない

令和３年10月１日　　**令和５年３月31日**　　**令和５年10月１日**

登録申請書

登録・公表
登録年月日はR5.10.1とみなす

通知

申請はぜひe-Taxでお願いします。

＜登録状況の確認方法の概要＞

- **検索機能**
  国税庁ホームページに構築予定の公表サイトにおいて「登録番号」を基に検索を行うことを可能とする予定（令和３年10月以降、利用開始予定）。

  <確認可能なデータ>
  氏名又は名称（法人の本店又は主たる事務所の所在地）
  登録番号、登録年月日（取消年月日、失効年月日等）

- **その他の機能**
  検索機能のほか、Web-API機能(※)、データダウンロード機能についても提供予定

※ **Web-API機能とは？**
システム間でデータ連携を行うためのインターフェース。利用には、事前にアプリケーションＩＤの発行届出を必要とする予定。

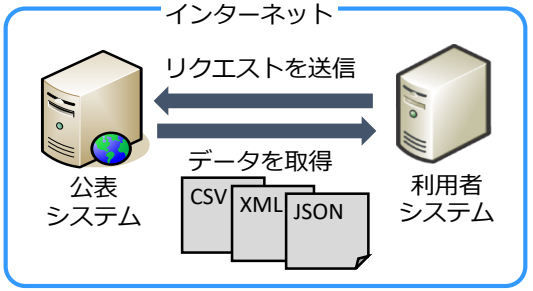

（財務省資料）